# 第15回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和5年8月25日(金)

開催場所 しみん農園久喜 緑風館

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時49分

第15回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第73号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

議案第74号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第75号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第71号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第72号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第73号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第74号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第75号 農業用施設用地に供する届出について

報告第76号 職員の分限処分について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

#### 農業委員

## 出席委員 18名

会	長	長 谷	Ш		勲	君	会長	:代理	杉	田	孝	行	君
	2番	岸	田	_	男	君		3番	池	田	庄	司	君
	4番	岡	田		武	君		5番	Ш	鍋		優	君
	6番	柴	崎	行	雄	君		8番	大	澤	_	樹	君
	9番	渡	邊	敏	男	君	1	0番	小	沼	健	司	君
1	1番	髙	橋	七	海	君	1	2番	坂	巻	昭 一	郎	君
1	13番	宮	城	与 四	郎	君	1	4番	野	П	和	幸	君
1	15番	籠	宮	信	寿	君	1	6番	坂	巻	泰	子	君
1	17番	早	野	公	夫	君	1	8番	奈	良	晴	夫	君

## 欠席委員 1名

7番 髙 橋 眞 一 君

#### 推進委員

久喜 1	並	林	勝博	君	久喜	3	β <del>□</del> ∫	部	文	雄	君
久喜 4	齌	藤	イツコ	君	久喜	6	石	井	幸	宏	君
菖蒲 1 1	森	田	清	君							

#### 事務局

事務	局長	田	中	智	也		副 主 兼 係	幹長	村	田	直	洋
主	任	黒	須	_	宏		主	任	松	﨑	宣	幸
主	事	横	Щ	玲	央							
農業振興	課											
	補佐系 長	田	П	信	幸		主	事	秋	本	貴	洋

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長(田中智也君) それでは、定刻となりましたので、ただいまより第15回農業委員会総会を始めさせていた だきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、7番、髙橋農業委員さんから欠席の連絡を受けております。

初めに、長谷川会長より挨拶をお願いいたします。

- ○会長(長谷川 勲君) 挨拶(省略)
  - ◎議事録署名委員の指名
- ○会長(長谷川 勲君) それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名人の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。14番、野口委員、15番、籠宮委員、よろしくお願いします。

◎経過報告

- ○会長(長谷川 勲君) 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。 事務局長、お願いします。
- ○事務局長(田中智也君) それでは、前回の農業委員会総会より本総会開催前までの経過について、ご報告させていただきます。

それでは、総会議案3ページを御覧いただきたいと思います。初めに、7月26日、関東農政局主催による関東農政局管内農地転用許可制度実務研修がウェブにおいて開催され、松﨑主任が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、7月27日、埼玉県農林部と埼玉県農業会議の共催による遊休農地並びに市民農園担当者研修会がウェブにおいて開催され、黒須主任が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、8月10日、埼玉県農業会議主催による農業者年金加入推進特別研修会がウェブにおいて開催され、岡田農業 委員さんと黒須主任が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

経過報告につきましては以上でございます。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。今月の経過報告について何か質問がございましたら、お受けします。

岸田委員さん。

- ○2番(岸田一男君) 7月26日、松崎主任さんが出席している内容ですけれども、営農型太陽光発電の設置状況について、これについてちょっと詳しく教えてもらいたい。
  - 以上です。
- ○会長(長谷川 勲君) 事務局、お願いします。
- ○主任(松崎宣幸) 営農型太陽光発電の研修内容は、令和2年度に、新たに農地転用許可を受けた内容として、例えば農用地区域農地が69%、第1種農地が25%となっておりまして、農用地及び第1種農地が全体のおよそ94%を占める形で許可が出ておりますという内容でございました。
- ○会長(長谷川 勲君) 岸田委員さん、よろしいですか。
- ○2番(岸田一男君) ありがとうございました。そうすると、農用地、第1種農地で転用はしないけれども、設置は

可能だということでやっている場所もあるということですか。

- ○会長(長谷川 勲君) 事務局、お願いします。
- ○**主任(黒須一宏君)** 黒須でございます。この営農型太陽光につきましては、一時転用の取扱いになりまして、農転の許可が必要になっているところでございます。

以上です。

- ○2番(岸田一男君) ありがとうございました。
- ○会長(長谷川 勲君) それでは、ほかに質問がありませんか。 杉田委員さん。
- ○1番(杉田孝行君) 1番、杉田です。8月10日の日に農業者年金の加入状況ということなのですけれども、埼玉県内、久喜市の加入状況、どういうふうになっているか教えてください。
- ○会長(長谷川 勲君) 事務局、お願いします。
- ○主任(黒須一宏君) 事務局、黒須です。ちょっと手元に資料がないのですけれども、受給者として、今105、6人だったと記憶しております。

以上です。

- ○会長(長谷川 勲君) よろしいですか。
- ○1番(杉田孝行君) はい。
- ○会長(長谷川 勲君) それでは、ほかに質問はございませんか。 坂巻委員。
- ○12番(坂巻昭一郎君) 坂巻です。先ほどご質問いただいた中で、7月26日の営農型太陽光発電の設置状況、この辺り、今ご報告をいただいたのですけれども、具体的にこの営農型の太陽光発電設備というのは、どのようなものなのですか。私がテレビで見たのは高さ2メートルぐらいで、その下で牛を飼って牧草にしたとか、あるいはサカキを植えて、それを商売にしているところもあると聞いたのですけれども、そのほかにどんな形のものがあるか。高さなんかいろいろあると思うのですけれども、あるいは久喜市内でそういう営農型太陽光発電をされて、実際に営農されている方はいらっしゃるかどうかお聞きします。
- ○会長(長谷川 勲君) 事務局、お願いします。
- ○主任(黒須一宏君) 事務局、黒須でございます。委員さんがおっしゃるとおり、営農型太陽光発電の太陽光の設備が上にあり、支柱があって、その下の農地を耕作することによって一時転用となっております。一時転用の部分はその支柱の部分だけなのですけれども、それが一時転用の対象数になっております。具体的に久喜市においては、平成28年度に鷲宮地区の中妻でブルーベリーを下部で、耕作するということで許可をしておりまして、それから3年後、令和元年に更新をされております。

以上です。

- ○12番(坂巻昭一郎君) ありがとうございました。
- ○会長(長谷川 勲君) よろしいですか。
- ○主任(黒須一宏君) ちょっと補足なのですけれども、下部、下ですね、太陽光発電の下で耕作しているかどうかということを1年に1回、許可権者のほうに報告を受けております。ですから、今、久喜市が農地転用の許可の権限を持っていますので、久喜市のほうに耕作者のほうからしっかり耕作していますということで報告を受けている状況でございます。

以上です。

○会長(長谷川 勲君) それでは、ほかに質問ありませんか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(長谷川 勲君) それでは、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。 籠宮委員さん。

- ○15番(籠宮信寿君) 15番の籠宮でございます。情報提供ということで、この場をお借りしてちょっと報告させていただきたいと思います。栗橋地区におきまして、先月、今月にかけてパイプラインの蛇口が盗難されるという案件が結構出ていますので、ちょうど水が欲しいときに盗まれている。ただ、パイプラインのモーターで圧送するに当たって、日中は被害はないのですが、夕方から明け方にかけて盗難される。パイプラインのモーターを開けると、もう噴いてしまっている状況というので、ちょっと何件かありまして、私のところも2件ほどやられました。そういったこともございますので、皆さんにご報告のほうさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

そのほか何かありますか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(長谷川 勲君) それでは、なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案71号

○会長(長谷川 勲君) それでは、日程第5 議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) それでは、議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の5ページ、申請書番号233401、申請者は北広島在住の方となっております。土地の表示につきましては、北広島地内の畑2筆、田2筆、合計823平米でございます。申請の内容につきましては宅地への転用で追認案件でございまして、敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から母屋と納屋兼車庫など住宅敷地として使用しておりましたが、昭和47年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

- ○会長(長谷川 勲君) それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班からの現地の結果並びに補足説明をお願いします。
- ○3番 (池田庄司君) 3番、池田でございます。去る8月22日に現地調査を行いましたので、報告をさせていただきます。

申請書番号が233401番、申請地につきましては、栗橋南小学校から北西に500メートルほどの集落に位置をしております。周囲は、北側は宅地及び畑、東側が宅地、南側も宅地でございます。西側が市道となっております。この案件につきましては、追認案件でございますので、新たな工事を行わないことから周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上、この案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。 以上でございます。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

ただいま池田委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。 〔賛成者挙手(全員)〕

○会長(長谷川 勲君) 全員をもって原案どおり可決決定します。

◎議案第72号

○会長(長谷川 勲君) 続きまして、議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。 事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) それでは、議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書7ページ、申請書番号231523、譲受人は菖蒲町菖蒲在住の方ほか1名、譲渡人は原在住の方となっております。土地の表示につきましては、原地内の畑1筆、141平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市内の賃貸住宅にて生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号231524、譲受人は東京都練馬区に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。 譲渡人については、神奈川県川崎市に在住の方となっております。土地の表示につきましては、古久喜地内で畑1筆、595平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10~クタール未満の第2種農地と判断しております。 周辺に住宅が建ち並び、商業施設からも近い、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は2棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、議案書8ページ、申請書番号232504、譲受人は北本市在住の方、譲渡人は菖蒲町上栢間在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町上栢間地内の畑1筆、330平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の勤務地へ通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号232505、譲受人は群馬県邑楽郡板倉町に本店を置き、リサイクル事業等を行っている法人となります。譲渡人については菖蒲町三箇在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の田2筆、合計947平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります店舗を目的とした宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10へクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在産業廃棄物処分業を板倉町、加須市、久喜市で行っておりますが、現在車両を修

理するために取引先の修理工場に依頼しているものを、今後自社でできるようにし、また近隣の住民の自動車修理を 請け負いたいと考え、敷地を探していたところ、当該申請地の所有者から了承が得られたことから、当該申請地へ新 たな自動車修理工場を設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号232511、譲受人は菖蒲町三箇に本店を置き、土木建築の請負等を行っている法人となります。譲渡人については、菖蒲町上栢間在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町上栢間地内の畑2筆、合計555平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります資材置場のための一時転用で、転用期間は3か月間となっております。農地の区分につきましては、農用地区域内の農地でございますが、資材置場のための一時転用になりますので、農地法施行令第11条の規定に基づき、不許可の例外が適用されるものでございます。譲受人である法人については、申請地から近い、県が発注する道路舗装工事を請け負っておりますが、工事のための資材を置く場所を探していたところ、譲渡人から承諾が得られたため、当該申請地を資材置場として一時的に利用することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、9ページ、申請書番号232512、譲受人は菖蒲町菖蒲在住の方、譲渡人は桶川市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町菖蒲地内の畑1筆、416平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市内の賃貸住宅にて生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の勤務地や妻の実家に近い、当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号234526、譲受人は久喜東3丁目に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。 譲渡人については鴻巣市在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の田2筆、合計513平米で ございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございま す。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10~クタール未満の第2種農地と判断しております。学校、商 業施設、駅からも近い利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は1棟の建売住宅を販売する 予定となっております。

続きまして、申請書番号234539、譲受人は菖蒲町三箇在住の方ほか1名、譲渡人は宮城県仙台市在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の田3筆、合計368.62平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10~クタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市内の社宅にて生活をしておりますが、今後定年を迎えるに当たり社宅に住み続けるわけにはいかないことから、譲受人が妻の実家に近く、また子供たちの通学にも便利な当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、10ページ、申請書番号234541、譲受人は千葉県市川市在住の方ほか1名、譲渡人は久本寺在住の方となっております。土地の表示につきましては、久本寺地内の畑1筆、359平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10~クタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と共に市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、家財道具も増え、現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の妻の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上9件、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

- ○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。
  - それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
- ○2番(岸田一男君) 2番、岸田でございます。8月19日、早野委員さんと一緒に現地調査を行いましたので、報告させていただきます。

資料2、231523のほうを御覧いただきたいと思います。申請地はちょっと分かりにくいのですが、県道上尾・久喜線、樋ノ口地内、押しボタンの信号があります。押しボタンの信号を久喜から上尾に向かいまして、右折して200メートル程度入った場所になります。この押しボタンの信号は、閉校になりました旧江面第二小学校、この進入路の交差点に設置されたものです。これしか信号ありませんので、目印になるかと思いますので、よろしくお願いいたします。現地は、畑でした。畑でトマトやカボチャが栽培されておりました。右側の参考図にありますように、形がちょっと変則なのです。ちょっと細長い農地が一部残っておりまして、141平米ということですが、自分の実家の宅地と合わせまして今回分家申請をしたいということで書類が提出されております。現状なのですが、北側は道路及び宅地、東側はちょっと小さい畑があります。それから市道、それから南側は市道、それと西側は宅地になっております。今回の道路、排水に関しては農業集落排水の本管が通っておりまして、この本管に接続するという報告になっておりますので、特に支障はないと思っております。

続きまして、資料3、231524を御覧ください。これは、久喜北小学校から直線距離にして約300メーターぐらいの場所でございます。申請地の周囲は、北側が青毛堀川、それから、東側が住宅地、畑、南側が市道、それと西側が住宅地、砂利道になっているのですけれども、住宅地、砂利道になっておりました。申請地は、除草されておりまして、きれいになっておりました。計画では、ここに建売分譲2棟の計画ということで、周りにはコンクリートブロックを設置するということになっております。それから、排水につきましては合併浄化槽を設置して、前面の市道に放流するということでありました。特に東側に一部農地が残るのですけれども、これに被害を及ぼすことはないと思います。この辺は、一帯が住宅地となっておりますので、特に支障はないという状況でございます。

以上、現地確認の報告です。よろしくお願いします。

○9番(渡邊敏男君) 9番、渡邊です。8月20日に6番、柴崎さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。申請書番号232504、資料は4ページです。資料4番でございます。申請地は森下公民館から南へ200メートルのところに位置しております。周囲は、北側が県道下石戸・上菖蒲線、東側は陸田、南側は畑、西側も畑となっております。

申請書番号232505、申請地はNHK第一放送鉄塔から西へ150メートルぐらいに位置しております。周囲は、北は自動車修理工場、東が排水溝と市道になり、南が田、西が田となっております。

続いて、申請書番号232511、資料で6です。県道12号線、上栢間交差点から申請地は直線で約400メートルぐらいのところにあり、周囲が北、東、南が畑で、西が県道です。

申請書番号232512、資料で7番です。場所は宮嶋整形外科より直線で200メートルぐらいのところに位置しております。西が排水溝と市道、北、東は宅地、西南が畑、北西が畑となっております。

いずれも被害防除については申請書に書いてあるようにやれば問題はないと思われます。 以上です。

○13番(宮城与四郎君) 13番、宮城です。8月22日に現地調査を行いましたので、その結果を報告をさせていただき たいと思います。資料8、申請書番号234526の案件でありますが、本件は地図を見ていただきますと分かるとおり、 市立の鷲宮西中学校から西へ100メートルほど行ったところに位置しておりまして、県道川越・栗橋線沿いに隣接をし ているということであります。北側、東側、南側が住宅、西側が県道という状況であります。本件は、市街化調整区域内ではございますけれども、鷲宮小学校から約300メートル、西中学校から100メートル、あるいは東武鷲宮駅から900メートルということで、生活環境に非常に恵まれた土地でございます。今般、建売住宅を建設するためということで農地法の5条申請を申し込んでおりまして、排水については合併処理浄化槽を設置をして対応をしたいということであります。

続きまして、資料の9、申請書番号234539でありますが、本件については桜田運動公園に隣接をするベスタ東鷲宮というショッピングがございますが、そこと道路を挟んで東へ50メートルほど入ったところでございます。北側は道路、東が空き地、南と西側が住宅ということであります。調整区域ではございますが、JRの東鷲宮駅まで歩いて10分と、周囲の環境も非常に暮らしやすい状況ということであります。排水につきましては、合併処理浄化槽を設置して対応をしたいということでございます。

続きまして、資料10、番号234541でございますが、本件についてはショッピングモールのアリナ鷲宮店から西へ100メートルほど行ったところに位置してございまして、北側には歩道つきの14メートルの市道、東側には4メートルの市道、南側は空き地、西側は水と緑のふれあいロードというのが整備をされておりまして、住みやすい環境ということであります。排水につきましては、合併処理浄化槽を設置をして対応したいということであります。本件申請地は、市街化調整区域内の農地でありますが、農地法、都市計画法等を遵守をして進めたいということでございます。

以上3案件につきまして、申請内容及び現地の状況等から許可相当と判断をいたします。

以上でございます。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

ただいま3人の委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(長谷川 勲君) では、なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。 〔賛成者挙手(全員)〕

○会長(長谷川 勲君) 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第73号

○会長(長谷川 勲君) 続きまして、議案第73号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) それでは、議案第73号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、議案書の12ページになります。こちらにつきましては、農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてでございまして、今月は計画変更2件提出されております。いずれも申請書番号が55292、土地の表示につきましては、下早見地内の田4筆、合計で945平米でございます。こちらの対象地につきましては、平成元年6月に事業目的を医院用地として農地法第5条の許可を埼玉県から受けております。許可当時の譲受人については、当該申請地に医院を建築する予

定でしたが、その後状況が変わり、当該申請地に医院を建てないまま現在に至っているとのことでございます。そのため、申請地の状況は現在も農地となっておりますが、今回、自己用住宅の建築を予定している方2名が事業計画の承継者として2件の計画変更の申請が提出されたものでございます。内容を確認したところ、当初の目的達成が困難となったことについて、事業計画者の故意や重大な過失によるものではなく、また申請地は農地には接しておらず、周辺農地に及ぼす影響もないと認められることから、農地法第51条第1項の規定による許可の取消し等を講ずる必要はないと判断しているものでございます。なお、計画変更後については承継者の自己用住宅建築のための宅地として利用される予定となっております。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更の説明は、以上でございます。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して質問をお受けします。 岸田委員さん。

- ○2番(岸田一男君) これは、承継になっていますけれども、承継できる資格というのは、どういう資格なのですか。 その辺を教えてもらえますか。
- ○会長(長谷川 勲君) 事務局、お願いします。
- ○主事(横山玲央君) 事務局、横山です。許可後の承継につきましては、第一に立地基準、今回の農地については2 種農地になりますので、2種農地で許可できる事業というものが承継ができる内容になります。例えばなのですけれ ども、今回仮に1種農地だと仮定した場合は、次の事業というのは1種農地で許可できる事業でなければなりません。 以上です。
- ○会長(長谷川 勲君) よろしいですか。
- ○2番(岸田一男君) はい。
- ○会長(長谷川 勲君) それでは、ほかに質問はございませんか。よろしいでしょうか。 いいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(長谷川 勲君) それでは、なしの声がありますので、質問を打ち切ります。 討論に入ります。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第73号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手(全員)〕

- ○会長(長谷川 勲君) 全員をもって原案どおり可決決定します。
  - ◎議案第74号
- ○会長(長谷川 勲君) 続きまして、議案第74号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。 事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○**副主幹兼係長(村田直洋君)** それでは、議案第74号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の14ページから16ページまでになります。今月は20件の申出を受けておりまして、うち新規案件は18件でございます。

それでは、新規案件についてご説明させていただきます。

まず、14ページ、申請書番号、久喜の7番から久喜15番まで、借手が同じため一括してご説明させていただきます。 利用権を設定をする農地が原地内の田15筆、畑6筆、合計1万831平米でございます。借手は越谷市に事務所を置く法 人、貸手は原ほか在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定、普通畑10年間ほかを予定して いるものでございます。

続きまして、申請書番号、久喜の16番、利用権を設定する農地は江面地内の田1筆、145平米でございます。借手、貸手ともに江面在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定、通常作付3年間を予定しているものでございます。

続きまして、15ページ、申請書番号、久喜の17番、利用権をする農地は六万部地内の畑7筆、合計5,006平米でございます。借手は上尾市在住の方、貸手は六万部在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定、普通畑5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲49、50番は、借手が同じため一括して説明させていただきます。利用権を設定する 農地は、菖蒲町三箇地内の畑2筆、合計1,774平米でございまして、借手は菖蒲町三箇在住の方、貸手は鴻巣市ほか在 住の方となっております。設定する利用権は使用貸借権の設定、普通畑5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲の51番、利用権を設定する農地は菖蒲町小林地内の田1筆、277平米でございます。 借手は行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は菖蒲町小林在住の方となっており、農地中間管理事業 の案件となっております。設定する利用権は、賃貸借権の設定、水稲作付7年6か月間、賃借料、反当たり7,800円を 予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲52番、利用権を設定する農地は菖蒲町小林地内の田1筆、7,453平米でございまして、借手は菖蒲町柴山枝郷在住の方、貸手は菖蒲町小林在住の方となっております。設定する利用権は、賃貸借権の設定、普通畑5年間、賃借料は反当たり7,143円を予定しているものでございます。

続きまして、15ページ、16ページ、申請書番号、鷲宮の4番、6番、7番は借手が同じため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、八甫ほか地内の畑12筆、合計8,846平米でございます。借手は、本町4丁目に事務所を置く法人、貸手は八甫ほか在住の方となっております。設定する利用権は、賃貸借の設定、水稲作付10年間、賃借料は反当たり、玄米10キログラムを予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積は、新規、再設定合わせて47筆、3万7,467平 米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思います。

なお、菖蒲51番につきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告は省略 します。

初めに、久喜7番から15番までの借手につきましては、久喜6地区の石井推進委員よりお願いいたします。

○久喜6 (石井幸宏君) ご報告申し上げます。今回利用権を設定する農地の借手の方は、越谷市に事務所を置く法人で、現在はトマト、サツマイモ、ジャガイモを1町歩を耕作しております。良好に管理しております。地域の中心となる担い手として営農活動されております。

以上です。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

次に、久喜16番の借手につきましては、久喜4地区の齋藤推進委員よりお願いします。

○**久喜4**(**齋藤イツコ君**) 今回利用権を設定する農地の借手の方は、久喜市にお住まいの方で、現在は777アール耕作しており、全て良好に管理されております。地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動をされております。

以上です。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

次に、久喜17番の借手につきましては、久喜3地区の阿部推進委員さん、お願いいたします。

○久喜3 (阿部文雄君) 報告いたします。久喜3地区の農地利用最適化推進委員の阿部です。8月8日に会長、私、借手、それと、事務局2人で新規利用権設定に伴う面談を行いました。借手は、六万部の畑においてということですが、この畑は、参考にお話ししますと、久喜のインターチェンジから北方向、北西のほうに約1.3キロぐらい、側道からですと250メートル、ここのところに位置しています。今、露地栽培の野菜をしていくとのことですが、利用権設定ができて、義理の母の家が近く、そこを農機具置場、作業スペースとして使うので、利用権設定地をしっかりと耕作していくということで伺っています。

以上です。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

次に、菖蒲の49、50番の借手につきましては、事務局で説明をお願いします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) 菖蒲49番、50番の借手の方につきましては、新規就農の方でございまして、農業委員会の会長と地元の青木推進委員、事務局2名で新規就農の面談のほうを行いました。近くの小規模な畑を現在行っておりまして、今回また貸手の方からもぜひ借りてほしいということで面談のほうを行いまして、まずは露地野菜のほうから作るというお話でございました。

以上でございます。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

次に、菖蒲52番の借手につきましては、菖蒲11地区の森田推進委員さんよりお願いします。

○菖蒲11(森田 清君) すみません、菖蒲11地区、森田でございます。今年から新たに農業法人を興しまして、住まいは菖蒲町柴山枝郷に在住しております。彼は若くして脱サラをいたしまして、そして十分な研修、園芸栽培の研修を受けまして修了いたしまして、小林地区に新たに利用権設定を設けさせてもらうという方でございます。去る8月8日金曜日、会長と私、そして借手、それと事務局とで面談を行いまして、彼のその農業を愛する心というのは非常に強くて、これからその地域の農地を、もう自分が全部されいにしてあげようと、そういうような勢いになっておりますので、新たに利用権を設定する土地に関しましても、問題なく耕作はしていただけることと思われます。これからも、また、どんどんそういう新しい新規の申請が上がってくると思いますので、何とぞよろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

次に、鷲宮4、6、7番の借手につきましては、久喜1地区の平林推進委員さんよりお願いいたします。

○久喜1(平林勝博君) 平林です。今回利用権を設定する農地の借手は、久喜市本町4丁目に事務所を置く法人です。 水稲が主なのですが、今回、借りる地目は畑はないのですけれども、この資料にある耕作面積60アールということで すが、実際は400アールぐらい、いわゆる法人的な形で進めています。もちろん耕作機械、トラクターとか田植機とか 複数台以上持っていまして、別に、この規模8,800平米ぐらいの規模とかも問題なくできると考えられます。地域との 関係ということでありますと、地域の中心、先ほど言いましたように、法人的なところがありますので、この規模を 拡大して進めていくものというふうに考えまして、営農活動するのは順調かと思います。

以上です。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。

早野委員さん。

○17番(早野公夫君) 17番、早野です。この栗橋の8番、鷲宮の4番から7番までの借手については、私の地元で耕作していたのですけれども、一部農地の管理が行き届いていない場所があったので、その点を注意して見守ってもらえばいいのですけれども。

以上です。

- ○会長(長谷川 勲君) 事務局。
- ○副主幹兼係長(村田直洋君) はい、分かりました。
- ○会長(長谷川 勲君) それでは、そのほかに質問はございませんか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第74号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手(多数)〕

○会長(長谷川 勲君) 多数をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第75号

○会長(長谷川 勲君) 続きまして、議案第75号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案についてを上程します。 事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○**副主幹兼係長(村田直洋君)** それでは、議案第75号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、議案書の 18ページになります。

それでは、まず最初に菖蒲の8番、設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の田3筆、合計4,073平米でございます。 借手の方は、菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を235アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設 定で、水稲作付7年6か月間、賃借料が反当たり1万300円となっております。

続きまして、菖蒲9番、設定を受ける農地は、菖蒲町小林地内の田2筆、合計916平米でございます。借手の方は、 菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で1,161アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定で、 水稲作付7年6か月間、賃借料が反当たり7,800円となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、説明は以上でございます。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第75号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手(全員)〕

○会長(長谷川 勲君) 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎報告事項

○会長(長谷川 勲君) それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○**副主幹兼係長(村田直洋君)** それでは、20ページからになります。農地法第4条の届出でございます。今月は4件 の市街化区域内の農地法第4条の届出を受理しております。

続きまして、22ページから25ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月は9件の市街化区域内の農地法 第5条の届出を受理しております。

続きまして、27ページ、28ページ、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は2件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、30ページ、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は4件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、32ページ、農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は1件の届出を受理しており、 倉庫兼休憩所建築に伴う届出となっております。

続きまして、33ページ、職員の分限処分についてでございます。職員の任免に係る取扱いについては、農業委員会等に関する法律第26条第3項に、職員は農業委員会が任免するという規定があり、それには職員に対する戒告、減給、停職、休職等の処分も含まれており、該当する職員がおりますので、報告をします。処分内容は休職で、令和5年5月14日から令和5年8月11日までの90日間、病気休暇を取得しており、このたび病気休暇を取得できる日数が満了することに伴い、その後の措置について久喜市職員分限懲戒審査委員会に審査を依頼したところ、分限休職処分が適当との報告がなされたため、委員会からの報告を踏まえ、地方公務員法第28条第2項第1号の規定に基づき分限休職処分としたものでございます。なお、休職の期間は、主治医の診断によるものでございます。

報告についての説明は以上でございます。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。

ただいま報告の説明がありました。何か質問がございましたらお受けいたします。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長(長谷川 勲君) それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今月は2件ありまして、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定に関しての意見照会と農業経営基盤 強化の促進に関する基本的な構想の変更についての意見照会がありました。

それでは、まず1点目、農業経営改善計画の認定に関して意見照会について、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) それでは、本日、農業委員さんの皆様の机の上に置かせていただきました農業経営改

善計画の認定に係る意見について、その写しというものがあるのですけれども、そちらについて御覧いただければと 思います。

こちらについては、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者を認定するに当たりまして、農業経営者から市 に対しまして改善計画が提出されます。今回については県になりますけれども、こちらを判断するに当たりまして、 認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められているものでございます。

資料にございますとおり、今月1件の申請が提出されております。現在の作付面積が約1万3,400アール、目標とする営農類型が水稲、麦の複合経営でございまして、作付面積1万9,000アールまで拡大する計画であります。家族経営協定を結んでおりまして、年齢が74歳と43歳の方でございます。申請者は、現在鴻巣市、加須市、吉見町に農地を所有して、また、さきの、最初に加えて久喜市の菖蒲町小林において農地を借入れして耕作のほうをしております。今後、農地の借入れを進めて、また機械を導入するなどし、生産性の合理化を図ることを目標としております。他市等の状況も、各農業委員会のほうに電話で確認のほうをしまして、地域の中心となる担い手として活動していることから、認定をして差し支えないものと考えております。

説明のほうは以上でございます。

早野委員さん。

- ○会長(長谷川 勲君) ありがとうございました。 ただいま説明がありました。何か質問がございましたらお受けいたします。よろしいですか。
- ○17番(早野公夫君) 17番、早野です。認定農業者のことなのですけれども、この認定で今回の人は鴻巣在住の方、この認定農業者の認定に当たっては、そこの市町村で一回取れば、全部の地区で認定農業者という話であるのではないかと今まで受け止めていたのですけれども、今回、鴻巣市の方が久喜市のほうに新たに認定農業者を申請したということは、各市町村ごとに認定農業者の書類を出さなくてはいけないのですね。
- ○会長(長谷川 勲君) 事務局、お願いします。
- ○副主幹兼係長(村田直洋君) 本日、農業振興課の職員が出席していますので、説明させていただければと思います。
- ○農業振興課主事(秋本貴洋君) 農業振興課の秋本と申します。今回の議題で協議事項に挙がっています、この認定 農業者の件に関しまして、申請が市町村をまたいでおりますので、県の認定という形になっております。市町村をま たいだ認定の場合ですと、その耕作者の耕作する農地のある市町村全てに意見の照会をかける必要がございます。そ の関係で、今回認定される耕作者に関しましては、県が各市町村に意見照会をかけているところでございます。なの で、今回久喜市のほうにも耕作地があるということで意見照会がかかっているところでございます。

以上になります。

○会長(長谷川 勲君) よろしいですか。

早野委員さん。

- ○17番(早野公夫君) 一回認定農業者を受けるでしょう。例えば久喜市で。それで、またその隣の市町村、加須市のほうに農地を持っていて、そっちもやっているのですけれども、別にここで取ってしまったから、ほかの場所は要らないよなんて言わせないということですか。
- ○11番(髙橋七海君) はい、やったことがあるので、いいですか。
- ○会長(長谷川 勲君) 髙橋委員さん。
- ○11番(髙橋七海君) 私、静岡と埼玉でやっていまして、例えば融資とかの関係に多分なってくると思うのですけれども、例えば事業で、静岡の事業をやったときに、静岡の事業に対しては認定農業者になっているけれども、埼玉の事業では認定農業者になっていないと、そこの事業に対して補助金であったりとか融資は下りないのです。なので、

埼玉のほうでも認定農業者になりたい場合は、例えば私のほうは関東農政局だったのですけれども、市をまたぐ場合は埼玉県のほうに申出を出して認定農業者になるということです。

もう一つは、認定農業者って期間が多分ありまして、3年か4年なのです。その更新のときに事業をやっている箇所での認定になるので、埼玉と静岡でやる場合は関東農政局に対して認定農業者の更新を求めるということになりますって私は伺って、それをそのままやりました。

だから、多分認定農業者をあんまり活用しなければ、別に市をまたいでやる必要はないと思います。多分この申請を上げる、私たちもそうなのですけれども、国とかに対して融資を求めたりだとか、補助金を活用するに対しては必要になるので、資金がある方たちは要らないと思います。

以上です。

- ○農業振興課課長補佐兼係長(田口信幸君) 認定農業者なのですけれども、今、早野委員さんからのご質問について、 久喜と例えば加須でやられている場合につきましては、基本的には久喜のほうで認定された場合は久喜でのサービス のほう、認定農業者の方に向けたサービスを受けられるという形になりまして、基本的にはその状態では加須では受 けられない可能性がございます。今回、県のほうに申請をしておりますので、県での認定という形になりますので、 わざわざその市町村に出さなくても認定を受けたという形になります。
- ○17番(早野公夫君) それでは、久喜ではなくて、最初から埼玉県のほうの認定農業者で受ければ、埼玉県全域になるわけでしょう。
- ○農業振興課課長補佐兼係長(田口信幸君) そうですね、全体でということでお考えになれば、県のほうに出していただいて、他の市町村からの認定等を踏まえた上で、県のほうで認定という形になりますので、そういった形でも受けることはできることはできます。
- ○17番(早野公夫君) 例えば久喜市と埼玉県と2つ取れば。
- ○農業振興課課長補佐兼係長(田口信幸君) 県のほうに出した場合には、久喜市のほうもこうやって意見照会をして 認定する形になりますので、久喜市と県に両方出す必要はなく、県のほうで統括的にまたがった、やっていることで 県のほうに申請を出される場合につきましては、各市町村のほうには出さなくても、同じ効果が得られます。
- ○17番(早野公夫君) 分かりました。ありがとうございます。
- ○会長(長谷川 勲君) よろしいですか。
- ○17番(早野公夫君) はい。
- ○会長(長谷川 勲君) それでは、ほかに質問はございませんか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、鴻巣市在住の農業者の方から提出されました農業経営改善計画につきましては、今後、農業経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者举手(全員)〕

○会長(長谷川 勲君) 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと思います。

続きまして、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) こちらについては、先日総会資料とともにお配りさせていただきました「農業経営基

盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る意見について(照会)と書かれているものを御覧いただければ と思います。こちらは、農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基 本的な構想の変更を予定しているとのことでございます。変更等を行うに当たりまして、農業経営基盤強化促進法施 行規則第2条に、農業委員会及び農業協同組合に意見を聞かなければならないとの規定があるため、このたび意見照 会があったものでございます。

主な改正等説明について、本日来ています農業振興課のほうから説明のほうさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○農業振興課主事(秋本貴洋君) 事前にお配りさせていただきました資料の確認をお願いします。「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更についてという1枚の紙のもの、あと2つ冊子になるのですけれども、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)の1つ、冊子、さらに新旧対照表の3点になります。

それでは、説明のほうに移らさせていただきます。こちらは農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、本市の 農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の変更を予定しているところでございます。変更に当たりまして、農 業経営基盤強化促進法施行規則第2条より、農業委員会及び農業協同組合の意見を聞かなければならないと規定があ るため、このたび意見照会させていただくところでございます。この構想の案文につきまして、39ページの冊子でご ざいますが、量が大変多くなっておりますため、主な改正点を1枚にまとめたものをお配りしておりますので、そち らを御覧ください。

改正の理由につきまして、農業経営基盤強化促進法が改正になったことから、経営基盤の強化の促進に関する基本 的な構想を改正する必要が生じたためでございます。

それでは、簡単ではございますが、主な改正点を説明させていただきます。

1つ目は、人・農地プランや利用権設定等促進事業の記載見直しでございます。これは、地域計画が法定化されたことから、人・農地プランに基づく表現から地域計画の趣旨に即し変更いたします。また、これに伴い、農地集積・集約化の手法から利用権設定等促進事業を削除するものでございます。

2つ目は、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備の規定でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第6条第2項第4号の新設に伴いまして、農業を担う者の確保及び育成の考え方等、市関係機関の体制及び運営方針について記載するものです。基本的な構想の第4の部分に農業を担う者の確保、育成するための市の取組、関係機関との役割とその考え方、計画に向けた取組と経営関係に向けた取組を記載しております。

3つ目になります。担い手への農地利用集積の見直しでございます。県の基本方針において集積率の変更がございましたため、これに準じて変更したものでございます。

主な修正点は以上となります。

- ○会長(長谷川 勲君) ただいま説明がありました。何か質問がございましたらお受けいたします。 岸田委員さん。
- ○2番(岸田一男君) ちょっと質問させてもらいたいのですが、担い手への農地利用集積率の見直し。県が上位計画、56%なので、それに基づいて久喜市も56%にしますよということなのですけれども、この56%の根拠は何なのですか。56%にするというのは、どういうことなのですか。この辺ちょっと教えてもらいたいです。
- ○会長(長谷川 勲君) 農業振興課のほうからお願いいたします。
- ○農業振興課課長補佐兼係長(田口信幸君) 56%ということなのだけれども、これは集積のほうが、当初、農地集積 等始まったときに、最終的に農地の8割について集積を図っていくという国の方針の下、事業を、人、農地問題を解 決する新規事業ということで進めてまいりました。その中で、10年スパンということで考えられまして、期限のほう

が経過しまして、8割に向けた土地の積算をしたところ、今回、県のほうでは進捗率等、目標を押し固めるためということで50%から56%、80%までに向けた途中経過として56%まで引き上げたものと考えられています。先ほど岸田委員さんおっしゃったとおり、こちらの市のほうの基本構想が上位計画、県のほうの基本方針に基づくものということになっておりますことから、それを受けまして、市のほうも50%から56%ということで変更のほうさせていただいたところでございます。

○会長(長谷川 勲君) そのほかに質問はございませんか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更でございますが、異存なしの意見をつけること に賛成の方の挙手をお願いいたします。

「替成者举手(全員)]

○会長(長谷川 勲君) 全員をもって異存なしの意見として決定をいたしたいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長(長谷川 勲君) それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かご ざいましたら、お受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時49分

○会長(長谷川 勲君) 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

## 本会議を証するためここに署名する。

### 令和5年8月25日

久喜市	可農 業 죟	委員会:	会長	長	谷	Ш	勲
署	名	委	員	野	П	和	幸
署	名	委	員	籠	宮	信	寿